

# いじめ防止基本方針

勝浦町横瀬小学校 令和6年4月改訂

## いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法より）

## 1 学校のいじめの防止等に関する基本姿勢

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実をふまえ、児童が安心して学習やその他の活動に取り組めるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。

いじめを受けた児童の生命及び心身の保護を最優先し、保護者、地域住民、こども女性相談センターやその他の関係諸機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止や早期発見に取り組む。ささいな事象であっても児童がいじめを受けているのではないかと疑いをもって、適切かつ迅速に対処する。

いじめを防止するため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び人権教育、その他様々な体験活動等とおして、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、いじめ防止のための啓発活動やその他必要な措置を講ずる。

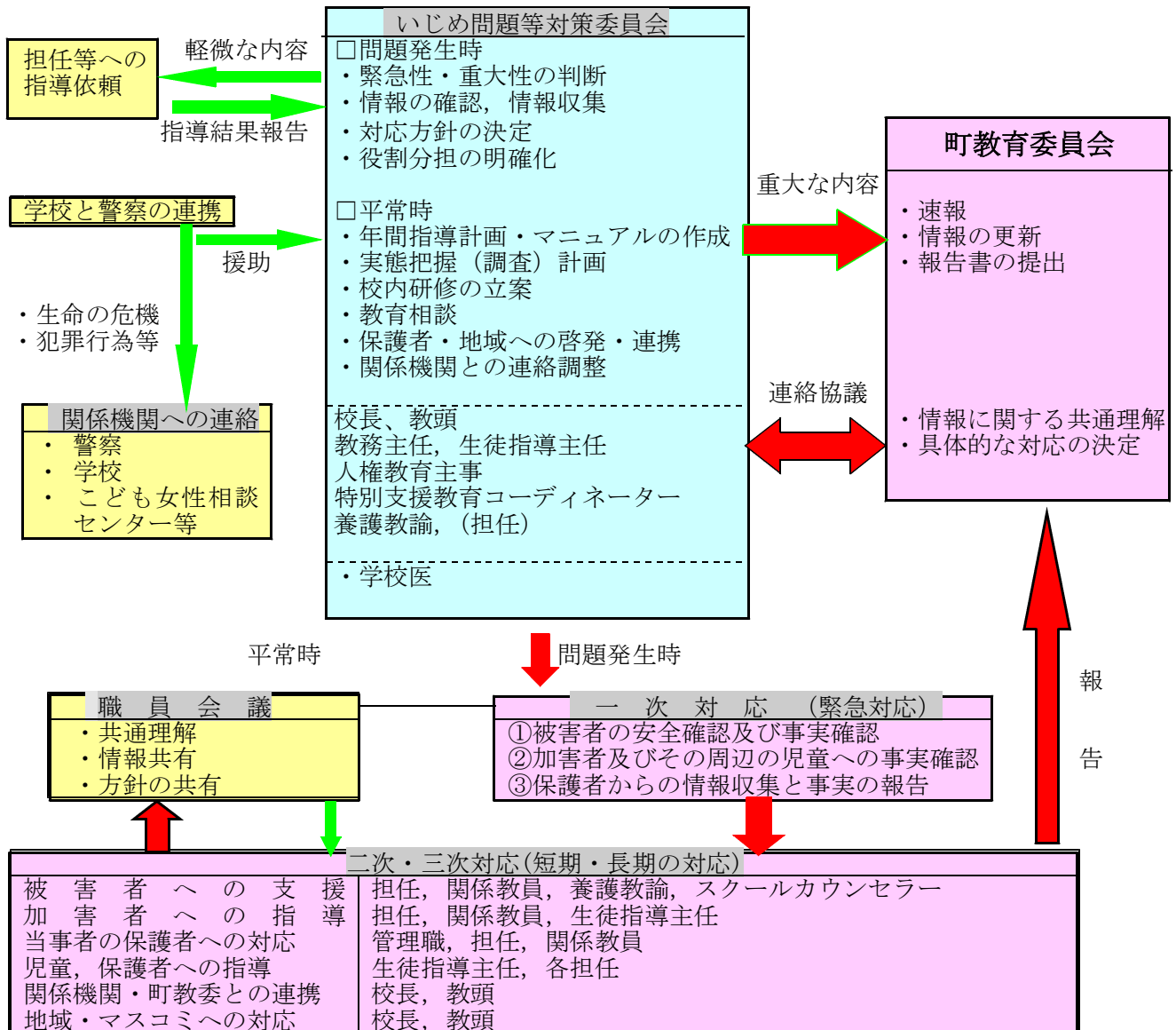
## 2 学校いじめ対策組織

### (1) 組織の構成

管理職や教務主任、生徒指導主任、人権教育主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学級担任、学校医等により構成する。

個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たっては、必要に応じて関係の深い教職員を追加する。

### (2) いじめの防止等の対策のための校内組織体制図



### (3) 組織の役割

- ① いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携を行う。

## 3 教育相談

- (1) 日頃から児童や保護者と好ましい人間関係を築き、気軽に相談できる環境づくりに努める。
- (2) 年間を通して、児童だけでなく保護者との相談にも即時に対応できる教育相談の体制を整備する。
- (3) 必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。

## 4 いじめの未然防止のための取組

### (1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底してもたせる。
- ② 教育活動全体をとおして、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業作りや集団作りを行う。
- ④ 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることが出来る機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験機会などを積極的に設ける。
- ⑦ 学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧ インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」であり、決して許されない行為であることを児童に徹底するとともに、情報モラル教育について学校全体で取り組む。また、県がネットパトロールを実施していること、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑨ 児童会活動などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑩ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑬ 児童が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑭ 「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、児童の行動や交友関係を把握し適切に対応する。

### (2) 家庭・地域社会との連携

- ① いじめ防止基本方針や年間計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で児童、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・こども女性相談センターとの円滑な連携や情報の共有を図る。

## 5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気づいたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (2) 「いじめ発見のための観察ポイント（教員用）」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、児童が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つの的確に対応する。
- (3) 全児童を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を毎月実施することに加え、「日記や連絡帳」の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握や指導にあたっては、担任、生徒指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、及びスクールカウンセラー等、学校内外の専門家との連携に努める。特に、けんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (6) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント（保護者用）」を配布するなど、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

## 6 いじめへの対処

### (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 学校いじめ対策組織において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

### (2) いじめられた児童、保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による家庭訪問を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦ 特に配慮が必要な児童の指導については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

### (3) いじめた児童への指導と保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

### (4) 他の児童への指導

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

### (5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに町教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チーム、スクールカウンセラーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

### (6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。

- ② 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

### (7) いじめの解消状態

- ① 少なくとも3か月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期的な期間を設定できる。
- ② いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

## 7 校内研修

校内研修（事例研究やロールプレイ）の計画を作成し、年に一回以上、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

## 8 重大事態への対処

- (1) いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会と連携して対処する。
- (2) 重大事態が生じ学校が調査主体になるときは、「重大事態への対応マニュアル」（別表）に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

## 9 取組の評価

- (1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、いじめ問題等対策委員会が、年度末には、今年度の結果を踏まえて取組が適切に行われたか否かを検証する。
- (3) 期待するような結果が見られなかったような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

## 10 年間計画（いじめ防止プログラム）

	調査と研修等	各種行事・学習
4月	学校経営方針の説明，生徒指導体制や指導計画の確認 いじめ問題等対策委員会 アンケート調査・分析（月別生活調査） 教育相談（必要があればいつでも対応）	入学式 あいさつ運動，異年齢集団活動開始 授業参観，PTA総会 家庭訪問，地方別子ども会
5月	問題行動の共通理解 防犯教室 アンケート調査・分析（月別生活調査） 教育相談（必要があればいつでも対応）	あいさつ運動，1年生をむかえる会 日曜参観 清掃奉仕活動（ゴミ0運動） 修学旅行（6年），社会見学（1～5年）
6月	アンケート調査・分析（月別生活調査） 教育相談（必要があればいつでも対応）	あいさつ運動 インターネットモラル学習
7月	アンケート調査・分析（月別生活調査） いじめ問題等対策委員会 教育相談（必要があればいつでも対応）	あいさつ運動 地方別子ども会 校外補導，個人懇談 人権集会，宿泊学習（5年）
8月	1学期取組点検・評価・改善 取組の成果等の情報発信と保護者啓発 教育相談（必要があればいつでも対応）	地方別子ども会活動 校外補導 補充学習
9月	問題行動の共通理解 アンケート調査・分析（月別生活調査） 教育相談（必要があればいつでも対応）	あいさつ運動 インターネットモラル学習

10 月	教育相談（必要があればいつでも対応） アンケート調査・分析（月別生活調査）	あいさつ運動 人権参観日・鹿背山教室 徒歩遠足
11 月	アンケート調査・分析（月別生活調査） 教育相談（必要があればいつでも対応）	あいさつ運動
12 月	アンケート調査・分析（月別生活調査） 学校評価による分析 2学期取組点検・評価・改善 いじめ問題等対策委員会 教育相談（必要があればいつでも対応）	あいさつ運動 地方別子ども会 個人懇談 校外補導
1 月	問題行動の共通理解 教育相談（必要があればいつでも対応）	あいさつ運動
2 月	教育相談（必要があればいつでも対応） アンケート調査・分析（月別生活調査）	あいさつ運動 学習発表会・感謝集会 6年生を送る会
3 月	1年間の取組点検・評価・改善と次年度の計画 アンケート調査・分析（月別生活調査） いじめ問題等対策委員会 教育相談（必要があればいつでも対応）	あいさつ運動 地方別子ども会 校外補導